

最近の商標の 審決取消訴訟事件について

首席審判長 田村 聖子

1. はじめに

2022年1月に現職に就き、商標の審判事件や裁判事件にも接することとなりました。

今回特技懇誌のBRIDGEWORKへの寄稿依頼を受けましたので、現職就任によって触れる機会を得た商標の事件を、紹介させていただくこととしました。

特に、商標法は研修で学んだけれども実務は行っていない、という特実・意匠の若い方に関心を持っていただくことを目的として、最近の審決取消訴訟事件のうちから商標の基本的な考え方を理解しやすい事件を採り上げて、読み物的にまとめました。

2. 結合商標

(1) 知財高判令和5年1月17日(令和4年(行ケ)10087号)(拒絶査定不服審判の事件)

商標の類否判断を行うときに欠かすことのできない論点の一つに、結合商標における要部抽出の可否があります¹⁾。

結合商標とは、図形や記号、(複数の)単語などから構成される商標ですが、まずは、下記の結合商標である本願商標は、引用商標と類似していると思われませんか？

【本願商標】



【本願商標の指定役務】第43類 ステーキ料理の提供・・・

【引用商標】

EMPIRE (標準文字)

【引用商標の指定役務】第43類 焼肉料理・海鮮料理およびその他の飲食物の提供・・・

両者は、いずれも「EMPIRE」の文字を含みますが、大きな牛の絵や、「STEAK HOUSE」の文字の点で異なり、一見類似には思えないかもしれません²⁾。

1) 下記は、結合商標の要部抽出の可否を判断する際に規範とされる事件。

「商標の構成部分の一部を抽出し、この部分だけを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断することは、その部分が取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合や、それ以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められる場合などを除き、許されないというべきである。(最高裁昭和38年12月5日第一小法廷判決 昭和37年(オ)953号、最高裁平成5年9月10日第二小法廷判決 平成3年(行ツ)103号参照)」「最高裁平成20年9月8日第二小法廷判決 平成19年(行ヒ)223号「つつみのおひなこや事件」)

「複数の構成部分を組み合わせた結合商標と解されるものについて、商標の構成部分の一部が取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合や、それ以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められる場合のほか、商標の各構成部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分の結合しているものと認められない場合には、その構成部分の一部を抽出し、当該部分だけを他人の商標と比較して商標の類否を判断することも許されるというべきである。」(知財高判令和3年2月9日(令和2年(行ケ)10108号「寿司ざんまい事件」)

2) 商標の類否は、3.の冒頭で挙げる氷山印事件の規範前段にあるとおり、「対比される両商標が同一又は類似の商品に使用された場合に、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるか否かによって」判断されます。したがって、指定商品・指定役務の類否の検討も必要ですが、2.及び3.で挙げた事件は、いずれも指定商品・指定役務の類否判断に争いのなかった事件です。4.(1)では、指定役務の類否に争いのあった事件を採り上げています。

しかしながら裁判所は、本願商標の牛の図形部分も、また「STEAK HOUSE」の文字部分も、本願指定役務である「ステーキ料理の提供」との関係においては、それぞれ提供される料理の食材が牛であるという印象や、ステーキ専門店であるという役務の提供の場所・質を意味するものにすぎないので、いずれも自他役務識別機能は有しないか極めて弱いと判断しました。一方で、「EMPIRE」の文字部分については、「帝国」の観念や「エンパイア」の称呼が、本願商標の指定役務との関係において、役務の提供の場所・質などと関連性を有することは想定できないから、自他役務識別機能が強く、「EMPIRE」の文字部分を要部抽出して引用商標と比較することが相当であると、結果として本願商標は引用商標「EMPIRE」と類似する（商標法4条1項11号（他人の先願登録商標と同一又は類似）に該当する）と判断しました。

このように、結合商標における要部抽出の可否で、商標の類否判断の結論が変わることとなります。

(2) A事件 知財高判平成30年3月7日（平成29年（行ケ）10169号、「ゲンコツコロッケ」事件）とB事件 知財高判平成29年1月24日（平成28年（行ケ）10164号、「ゲンコツメンチ」事件）（無効審判の事件）（商標法4条1項11号）³⁾

A事件【本件商標】

ゲンコツコロッケ

【本件商標の指定商品】第30類 コロッケ入りのサンドイッチ・・・

B事件【本件商標】

ゲンコツメンチ（標準文字）

【本件商標の指定商品】第30類 メンチカツ入りのサンドイッチ・・・

A事件・B事件共【引用商標】

ゲンコツ（標準文字）

【引用商標の指定商品】第30類 サンドイッチ・・・

A事件とB事件の本件商標は、いずれも「ゲンコツ」の文字を含みますが、裁判所は、「ゲンコツコロッケ」に係るA事件では、「ゲンコツ」の文字部分を要部抽出でき、引用商標「ゲンコツ」と類似すると判断しましたが、「ゲンコツメンチ」に係るB事件では、そのような要部抽出はできず、「ゲンコツメンチ」全体と引用商標「ゲンコツ」とを比較して非類似と判断しました。

判断が分かれた理由は、裁判所が認定した「コロッケ」と「メンチ」の需要者の認識の程度（普及の程度）が異なっていたことによります。

A事件では、本件商標の「コロッケ」の文字部分が、本件指定商品である「コロッケ入りのサンドイッチ」との関係では、原材料を意味するものと捉えられて識別力がかなり低い一方、「ゲンコツ」の文字部分は「コロッケ」よりも識別力が高く、需要者に対して強く支配的な印象を与えること、また「コロッケ」のような食品の需要者が極めて多数にのぼると考えられることからすると、被告・商標権者による「ゲンコツコロッケ」の販売の事実⁴⁾があるとしても、「ゲンコツコロッケ」が不可分一体と認識されることもいえないことなどから、「ゲンコツ」が要部であると裁判所は判断しました。

B事件では、「メンチカツ」を「メンチ」と略することを裏付ける証拠がほとんどなく、また「メンチ」の語のみを取り込んだ商品名が本件商標権者の「ゲンコツメンチ」しか見当たらなかったことなどから、「メンチ」の語が「メンチカツ」を表す名詞として、全国の取引者、需要者に、それほど普及しているとはいえず、「ゲンコツ」の文字部分だけが、取引者、需要者に対し商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものとはいえないとして、裁判所は、「ゲンコツ」部分の要部抽出をしませんでした。

「メンチ」が「メンチカツ」の略語としてそれほど普及していない、という認定に納得できないメンチカツ好きの方はいらっしゃるかもしれませんが、需要者の認識の程度（普及の程度）を示すための証拠が不足していれば、このように判断されるわけです。

3) A事件、B事件共に「審判実務者研究会報告書2022」（特許庁ホームページ）のp.69～72で詳解しています。

4) 被告の「ゲンコツコロッケ」の販売実績について裁判所は、販売開始は新聞の電子版で報道され、「ゲンコツコロッケ」は、人気商品となっており、販売開始から短期間で多数個が販売されたことが認められる、と事実認定しています。

3. 商標における類否判断

商標における類否判断は、「対比される両商標が同一または類似の商品に使用された場合に、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるか否かによって決すべきであるが、それには、同一又は類似の商品又は役務に使用された商標が、その外観、観念、称呼等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して、その商品又は役務に係る取引の実情を踏まえつつ全体的に考察すべきもの」（最高裁昭和43年2月27日第三小法廷判決 昭和39年（行ツ）110号「氷山印事件」）との規範に則って判断されていて、外観、観念、称呼の認定と対比が重要な判断要素となっています。

(1) 知財高判令和5年2月22日（令和4年（行ケ）10093号）（拒絶査定不服審判の事件）

【本願商標】

ハートデンキサポート（標準文字）

【本願商標の指定役務】第37類 電気設備設置工事、電気設備設置工事に関する情報の提供、家庭用電熱用品類の設置工事、建設工事、建設工事に関する助言・・・照明用器具の修理又は保守・・・

【引用商標】

HEART（標準文字）

【引用商標の指定役務】第37類 LEDを用いた照明器具の設置工事・保守及び修理、照明器具の設置工事・保守及び修理、照明機器の設置工事・保守及び修理、照明機器の設置工事に関する助言、電気工事、電気設備工事、電気通信工事、建設工事

まず結合商標の判断について裁判所は、本願商標の「デンキサポート」の文字部分は、需要者等により、本願商標の役務の内容、質を表しているものとして認識され、自他役務識別標識としての機能がないか、又は希薄な部分と認識されるから、「ハート」の文字部分を要部抽出して、他人の商標と比較して類否判断することは許される、としました。

「ハート」と「HEART」の類否判断については、いずれも「ハート」の称呼を生じ、観念も同じ「心臓。心。」の観念を生じると認定した上で、構成文字の相違による外観の相違については、同一の称呼

及び観念が生じる範囲内での文字種の変換は珍しくないこと、また両商標とも、書体等に特徴のあるものでもないことから、外観における差異が、称呼及び観念の共通性を凌駕するものではなく、本願商標と引用商標は、外観、観念、称呼等によって需要者等に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すると、類似する（商標法4条1項11号に該当する）と裁判所は判断しました。

商標の外観、観念、称呼は、例えばこのように認定されて類否の判断がされます。

(2) 知財高判令和4年4月25日（令和3年（行ケ）第10148号）（拒絶査定不服審判の事件）（商標法4条1項11号）

【本願商標】



【本願商標の指定商品】第3類 石けん類・・・

【引用商標】

NICO
ニコ

【引用商標の指定商品】第3類 愛玩動物用シャンプー、その他のせっけん類・・・

本願商標の要部として認定した「図案化された n i c o」と、引用商標の要部として抽出した「N I C O」の類否判断について裁判所は、「o」の図案化の有無、書体、小文字と大文字といった点で差異があるが、つづりは同一で、時と場所を異にした離隔的観察のもとでは外観上相紛らわしいとし、称呼は「ニコ」で同一、観念については、辞書等に載録されている語ではなく、特定の観念を生じさせるものではないので比較できないが、外観において類似、称呼は同一であるから、両商標が同一又は類似の商品に使用された場合には、出所を誤認混同するおそれがあるというべきである（本願商標の需要者に商標の細部にまで注意を払うことがない一般消費者が含まれることからすれば、なおさら誤認混同のおそれは高いというべきである）と、判断しました。

なお原告・出願人は、本願商標を付した原告商品について、現在までに本願商標と引用商標その他の

第三者の商標と混同したような内容の問い合わせがないことを「取引の実情」として挙げて、誤認混同が生じていない旨を主張しましたが、裁判所は、商標の類否判断にあたり考慮することのできる取引の実情は、その指定商品全般についての一般的、恒常的なそれを指すものであって、該商標が現在使用されている商品についてのみの特殊的、限定的なそれを指すものではない（最高裁昭和49年4月25日第一小法廷判決 昭和47年（行ツ）33号）として、原告の主張は、本願商標が現在使用されている商品についての取引の実情をいうものであるから当を得ないとして排斥しました。

本願商標の「o」の部分は図案化されていて、引用商標と並べて見れば異なるところがあるのですが、商標の類否判断を行う際の観察方法は、「時と場所を異にした離隔的観察」で行う点が特徴的です。需要者が商品を購入する場合には、必ずしも並べて検討するわけではなく、記憶に基づいて他の商品との異同を認識・判断することが多いからです。

また類否判断における需要者の注意力の程度は、一般消費者が需要者に含まれる場合は低いとされ、引用商標との間に細部の違いがあっても、誤認混同のおそれが高いと判断されます。

さらに、今まで誤認混同が生じたことがない、といった取引の実情を挙げて登録すべきであるとの主張をする出願人がいますが、商標の類否判断において考慮できる取引の実情は、指定商品・指定役務全般についての一般的、恒常的なものですので、そのような指定商品・指定役務全般についての一般的、恒常的な取引において出所の誤認混同のおそれがあるときには商標登録は認められないこととなります。

4. 指定商品・指定役務

(1) 知財高判令和5年1月31日(令和4年(行ケ)第10090号)(拒絶査定不服審判の事件)

【本願商標】

HEAVEN (標準文字)

【本願商標の指定役務】第43類 ホストクラブにおける飲食物の提供又はこれに関する助言・相談若しくは情報の提供・・・

【引用商標】



【引用商標の指定役務】第43類 インドカレー・インド料理の提供

商標法4条1項11号は、同一又は類似の商品・役務に使用したときに類似する他人の先願登録商標があったときに商標登録を受けることができないことを規定していますので⁵⁾、本件のように、指定商品・指定役務の類否判断が論点となる事件もあります。

指定役務の類否判断の枠組みについて裁判所は、本願商標と引用商標の指定役務に同一又は類似の商標を使用するとき、同一営業主の役務と誤認されるおそれがあるかにより判断すべきであり、具体的には、提供の手段、目的又は場所、提供に関連する物品、需要者・取引者の範囲、提供主体の業種、当該役務に関する業務や事業者を規制する法律、同一の事業者が提供するものであるかどうか等の取引の実情を総合的に検討し、個別具体的に判断すべき、としました。

これについて原告・出願人は、本願商標の指定役務はホストクラブに係るものであるため、インド料理に係る引用商標の指定役務とは、需要者、宣伝広告、価格帯、店舗の外観・内装、提供に関連する物品において異なる旨を主張しましたが、裁判所は、当該主張は、本願商標の指定役務である第43類には属さない、ホストクラブにおける「接待の提供」に着目したものであって、採用できないとして排斥しました。

ホストクラブにおける「接待の提供」が第43類に含まれないことについては、第43類の「飲食物の提供」が、「主として消費のための飲食物を用意することを目的とする人又は事業所が提供するサービス」とされる一方で、第41類の「娯楽」については、国際分類の第41類に「ナイトクラブの提供」が例示されていること、また、第43類の注釈に、「ナイトクラブにより提供される、飲食物の提供が付随しうる

5) 3. 冒頭で挙げた氷山印事件の規範も参照ください。

ものを含む、娯楽の提供」は、第43類には含まれないサービスとして具体的に挙げられていることから、ナイトクラブと同様のホストクラブにおいても、接待の提供に着目した役務は第43類に含まれない、として、裁判所は、本願商標のように第43類として指定したのであれば、その指定役務は、娯楽サービスの提供（接待等）の面ではなく、飲食物の提供の面から検討するのが相当であるとしました。

その上で本願商標と引用商標の指定役務は、いずれも飲食物を提供する役務であるから、提供の手段（料理を作ること）、目的（飲食させること）、提供に関連する物品（食材、食器等）、需要者・取引者の範囲（飲食の提供を受けようとする女性、取引業者）、業種（食品衛生法にいう食品等事業者等）、当該役務に関する業務や事業者を規制する法律（食品衛生法等）、営業主（ホストクラブの経営者がインドカレー店も運営等）が一致あるいは共通するとして、これらを総合的に考慮すると、本願商標と引用商標の指定役務に同一又は類似の商標が使用されたときには、同一営業主の提供に係る役務と誤認されるおそれがあると判断しました。

本件出願人が、ホストクラブならでの接待に関する役務の商標登録を求める場合には、引用商標と抵触する第43類による権利化は諦めて、第41類の指定役務について出願すべきであったわけです。

(2) 知財高判令和4年3月22日（令和3年（行ケ）第10087号）（不使用取消審判の事件）

【本件登録商標】

I R O PARIS

【本件登録商標の指定商品】第25類 フランス製の被服・・・

もう一件、指定商品・指定役務の記載が重要であることを理解できる事件を紹介します。

商標には不使用取消審判という制度があり、継続して三年以上日本国内において、各指定商品又は指定役務についての登録商標の使用がされていないときには、何人も、その指定商品又は指定役務に係る商標登録を取り消す旨の審判を請求することができます（商標法50条）⁶⁾。

審決では、本件登録商標の指定商品は「フランス製の被服」だが、商標権者の商品は「フランスでデザインされたもの」であって「フランスで製造されたもの」ではなかったため、本件指定商品についての登録商標を使用したものとは認められない、として取り消しました。

裁判所も同様に、「フランス製」とは、フランス国内で製造された物を意味すると認定しました。

原告・商標権者は、デザインなどはフランス等で行うものの、実際の製造は、人件費の安い国で、フランス等における厳格な品質管理の下で行われることが国際的情勢となっているとして、原告商品もフランスで企画、デザイン及び品質管理が行われていることを理由に「フランス製の被服」に当たると主張しましたが、裁判所は、商標法50条における「指定商品」を拡張解釈することはできないとして、原告商品を使用商品とは認めませんでした。

本件では、指定商品の記載を「フランスでデザインした被服」等、実態を反映したものとしていれば問題が生じなかった事件となります。

5. 識別力のない商標⁷⁾

商標法3条1項3号は、商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途等、又は、役務の提供の場所、質等を普通の態様で表示する標章のみからなる商標については、自他商品又は自他役務の識別力を

6) 商標法上の保護は、本来使用によって蓄積された信用に対して与えられるものであるから、使用していない商標には保護すべき信用が消滅していると考えられるにも拘わらず、そのような不使用の登録商標に排他独占的な権利を与えるのは国民一般の利益を不当に侵害すると共に、権利者以外の商標使用希望者の商標の選択の余地を狭めることとなるため、そのような不使用登録商標を請求により取り消すことができるようにしたのが、この制度です（工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第22版〕p.1743）

7) 商標法3条1項3号については以下の判断規範があります。

「商標法3条1項3号に掲げる商標が商標登録の要件を欠くとされているのは、このような商標は、商品の産地、販売地その他の特性を表示記述する標章であつて、取引に際し必要適切な表示としてなんびともその使用を欲するものであるから、特定人によるその独占使用を認めるのを公益上適当としないものであるとともに、一般的に使用される標章であつて、多くの場合自他商品識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ないものであることによるものと解すべきである。」（最高裁昭和54年4月10日第三小法廷判決 昭和53年（行ツ）129号「ワイキキ事件」）

欠くため、商標登録を受けることができないとされています。

例えば、「ジャム」を指定商品として「strawberry」を商標登録出願しますと、需要者はイチゴジャムとしてしか認識せず、自他商品の識別力を欠くため商標として機能しませんし（商標法3条1項3号の「商品の原材料を普通の態様で表示する標章のみからなる商標」に該当）、また仮にブルーベリージャムに「strawberry」という商標を使えば商品の品質の誤認を生じるので同法4条1項16号（商品の品質又は役務の質の誤認を生ずるおそれのある商標）に該当して、商標登録を受けることができません。

以下では、役務について1つ事件を挙げておきます。

(1) 知財高判令和4年1月25日(令和3年(行ケ)第10113号)(拒絶査定不服審判の事件)

【本願商標】

睡眠コンサルタント

【本願商標の指定役務】第41類 技芸・スポーツ又は知識の教授，セミナーの企画・運営又は開催，電子出版物の提供，書籍の制作，教育・文化・娯楽・スポーツ用ビデオの制作（映画・放送番組・広告用のものを除く。）

審決では、指定役務に使用した場合、「睡眠に関する専門的な知識を有する者による、睡眠に関する役務である」という役務の質・内容を表示するものと認識させるにすぎないから、商標法3条1項3号に該当するとして拒絶しました。

裁判所も、「睡眠コンサルタント」の用語自体が、「睡眠の事柄について助言等を行う専門家」を容易に認識させる上に、さらにそのような名前の資格や団体が存在し、「睡眠コンサルタント」と名乗って、睡眠に関する知識の教授・セミナー等を行っている例が複数あること等を事実認定して、結論として、

「睡眠コンサルタント」は、「睡眠に関する専門的な知識を有する者による、睡眠に関する役務」という役務の質を表示するものとして取引に必要適切な表示であり、本願商標の需要者等によって本願商標が本願指定役務に使用された場合に、役務の質を表示したものと一般に認識されるものであるから、本願商標は、本願指定役務についての役務の質を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標であると認めるのが相当である、として審決の判断を支持しました⁸⁾。

6. 公序良俗違反の商標

特許の事件で、公序良俗違反であるとして拒絶・無効と判断することはあまりありませんが、商標では剽窃的^{ひょうせつ}な出願に対して、商標法4条1項7号の公序良俗や、同法3条1項柱書きにより拒絶・無効とする場合があります。以下の事件はその一例です。

(1) 知財高判令和5年1月19日(令和4年(行ケ)第10073号)(無効審判の事件)

【本件商標】

z h i y u n (標準文字)

【本件商標の指定商品】第9類 スマートフォン用スタビライザー，コンピュータ用スタビライザー，携帯電話用スタビライザー，カメラ用スタビライザー，液晶ディスプレイ用スタビライザー，ビデオカメラ用スタビライザー

審決では、商標法3条1項柱書きに違反し、かつ、同法4条1項7号に該当するとして、登録商標を無効としたところ、その審決取消訴訟において裁判所は、原告・商標権者が主張する同法4条1項7号に係る取消事由には理由がなく、すなわち公序良俗に反すると判断し、また、同法3条1項柱書きに係る取消事由については判断するまでもない、としました⁹⁾。

8) 「睡眠コンサルタント事件」において裁判所は、上記「ワイキキ事件」の規範に続いて以下のように述べて、指定役務についての商標法3条1項3号の判断手法を具体的に示しました。

「出願に係る商標が、その指定役務について役務の質を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標であるというためには、本件審決がされた・・・時点において、当該商標が当該役務との関係で役務の質を表示記述するものとして取引に際し必要適切な表示であり、当該商標の取引者、需要者によって当該役務に使用された場合に、将来を含め、役務の質を表示したものと一般に認識されるものであれば足りると解される。そして、当該商標の取引者、需要者によって当該役務に使用された場合に役務の質を表示したものと一般に認識されるかどうかは、当該商標の構成やその指定役務に関する取引の事情を考慮して判断すべきである。」

9) 同様の背景で「商標法4条1項7号に該当する余地もあるが、本件においては、同法3条1項柱書該当性の判断で足りるものと解する。」とした知財高判平成24年5月31日(平成24年(行ケ)10019号「RC TAVERN事件」)もあります。

裁判所は、概略次に述べるような事実認定を行った上で、公序良俗に反するものと判断しています。

- ・原告・商標権者は、本件商標を含む商標出願を、平成29年9月から令和3年5月までの間に114件出願し、特に、平成30年から令和元年にかけては109件にも及んだが、それらの指定商品は、原告の事業内容とは無関係なものが多かったこと。
- ・うち22件は、登録後1、2年で移転され、少なくとも18件は、類似する他人の商標の使用に後れる出願であったこと。なお、これらの商標には「BOBOVR」「NUBWO」など、日本語や英語を前提とする限り考え付くのが困難な特徴的な造語が多く含まれ、他人が先行して使用する商標と偶然に一致したものとは認め難いこと。
- ・原告は、本件商標についても、使用許諾する旨、知的財産権の取引サイトに出品していること。
- ・先に述べた114件の商標登録出願中、7件について、第三者から刊行物提出書による情報提供がなされ、12件について、無効審判や異議申立がなされていること。

裁判所は、これらの事情によれば、原告は、先願主義に名を借りて、先行して使用されてきた他人の商標と類似する商標を出願した上で、金銭的利益を得ることを業とする者と認めざるを得ないとしました。

また本件商標についても、およそ原告が独自に考え出したものとは認められないもので、被告・中国企業である無効審判請求人が、海外において引用商標を付した製品で相当の販売実績を有していることを知りながら、我が国で先に商標登録を得ることで、金銭的利益を得ようとしていたものと推認し得る、とし、このような本件商標の登録出願に至る経緯等に照らせば、登録を認めることは、商標法の予定する公正な取引秩序に著しく反するものというべきであるから、本件商標の登録出願は、公序良俗に反するものというほかないと判断しました。

原告は、他人の周知・著名でない商標と同一又は類似の商標を先取的に商標登録出願することが、商標法4条1項7号に該当するとすれば、先願主義に反する旨主張しましたが、裁判所は、公序良俗の維持は法の原則であり、社会秩序や道德秩序に反する商標を登録して助長すべきではなく、剽窃的な商標登録出願が公正な取引秩序を害するものとなれ

ば、公序良俗を害すると評価されるに至る場合があり、同項7号はこのような場合も想定しているものというべきである、との一般論を述べた後に、本件については、原告が、先願主義に名を借りて、剽窃的な商標出願を大量にした上で、金銭的利益を得ることを業とするというような事案であって、単なる特定の当事者間の私的な問題に止まるものではなく、公正な取引秩序そのものに関わる重大な違反があると認められるものであるから、商標法が先願主義を採っていることを考慮しても、その登録が公序良俗に反することは明らかである、として、原告の主張を退けました。

商標事件ならではの考察が多くなされていて、興味深い事件かと思えます。

7. おわりに

本稿を通して、皆様の商標への関心が高まりましたら大変嬉しく思います。

商標の拒絶理由・無効理由を構成する条文は多いので、興味深い裁判事件はまだたくさんあります。もし今回少しでも興味深いと感じられた方は、知財高裁のホームページで特実、意匠の判決をご覧になるときに、一緒に商標の判決もご覧になっていただくと、さらに知財についての視野が広がることと思えます。

Profile

田村 聖子
(たむら きよこ)

1990年4月 特許庁入庁（審査第四部 医療）
 1994年4月 審査官昇任
 1995年10月 審査第二部調整課 企画班
 1998年12月 米国特許商標局審査官派遣
 2002年10月 審判官昇任（審判部第22部門）
 2004年10月 特許審査第三部有機化学 上席審査官
 2005年10月 東京地方裁判所 調査官
 2009年1月 特許審査第三部医療 主任上席審査官
 2010年4月 審査第三部医薬化合物 技術担当室長
 2013年7月 審査第三部生命工学 審査監理官
 2015年7月 審査第一部調整課 審査基準室長
 2017年4月 審判部第24部門 審判長
 2019年7月 審判部第25部門 部門長
 2022年1月 審判部 首席審判長（現職）

